

# 農業委員会

## 農業者年金に加入しませんか？

○農業に従事されている方はだれでも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号保険者であって、年間60日以上農業に従事している方はだれでも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

〈家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が大幅に増えています。〉

○少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効果的な運用。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に

応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができま

す。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

○税の特例が用意されています。

☆支払った保険料は、全額（1人当り最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税に（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用

益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用（65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までは非課税）されます。

（つまり人口から出口まで税制上の優遇措置があります。）

○認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継

承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。〈農業の担い手の皆様への特別な支援です。〉

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

### ■問い合わせ／

・周防大島町農業委員会（農林課）  
☎79・1002

・山口大島農業協同組合本所  
または各支所

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）  
☎03（3502）3942  
<http://www.nounen.go.jp/>

## 農地の無断転用を防ごう！ 農地の転用には許可が必要です！

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。農地を青空駐車場

として利用する場合や農業用施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）

に転用する場合等は許可が不要です（この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください）。

○農地転用の手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

1 県知事の許可（農地が4ヘクタール以下の場合）

県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

2 農林水産大臣の許可（農地が4ヘクタールを超える場合）

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、許可申請に先立ち事前審査を受けることができます。

○農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

①立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）